

# 平成23年度税制改正の主な内容

---

## 1 寄附金税額控除の改正（個人住民税）

※平成23年中に行った寄附金から適用（平成24年分の住民税から控除）。

○寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられます。

【寄附金税額控除額の計算方法】

（対象となる寄附金【総所得金額等の30%を限度】 - 2千円）×税率（市民税：6%、県民税：4%）

## 2 退職所得課税の改正（個人住民税）

※平成25年1月1日以後に支払われるべき退職金から適用。

○退職所得にかかる住民税の10%税額控除が廃止されます。なお、この税額控除の廃止によって増収となる分については、復興財源に充当するとされています。

【退職所得に係る個人住民税の計算方法】

{(退職金 - 退職所得控除額) × 1/2} × 税率（市民税：6%、県民税：4%）